

期末手当及び勤勉手当の支給における総務局長がその都度決定する割合の基準について

制 定 平18. 5. 30 総務局長決裁
最近改正 令4. 3. 31 人事給 66

(期末手当)

第1条 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第159号。以下「職員規則」という。）別表第1、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号。以下「単純労務職員規則」という。）別表第1及び特別職の職員の期末手当に関する規則（平成18年大阪市規則第161号）別表の総務局長がその都度決定する割合の基準は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合とする。

(1) 調査対象期間における在職期間中の所定の勤務日の日数が6日以上の場合にあっては

100分の45

(2) 前号に掲げる以外の場合にあっては100分の0

第2条 職員規則別表第2及び単純労務職員規則別表第2の総務局長がその都度決定する割合の基準は、当該職員の1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における在職期間中の所定の勤務日の日数の区分応じ、次の表に定める割合とする。

	1週間当たりの所定の勤務日の日数					割合
	5日	4日	3日	2日	1日	
調査対象期間における在職期間中の所定の勤務日の日数	6日以上	5日以上	4日以上	3日以上	2日以上	100分の45
	5日以下	4日以下	3日以下	2日以下	1日以下	100分の0

(勤勉手当)

第3条 職員規則別表第4及び別表第5並びに単純労務職員規則別表第4及び第5の総務局長がその都度決定する割合の基準は100分の0とする。

第4条 特別の事情によりこの規程によることができない場合には、前条までの規定にかかわらず、総務局長は別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、通知の日から適用する。

附 則

この規程は、通知の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。